



締め切りは2月28日 月

津市飲食・観光事業者等事業継続支援金

問い合わせ 経営支援課 ☎236-3355 FAX236-3356

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化により、大きな影響を受けた市内の飲食・観光事業者等の事業継続を支援するため、津市独自の事業として津市飲食・観光事業者等事業継続支援金を支給しています。

対象 市内に事業所を有する中小企業者・小規模事業者等のうち、以下の事業を営む者

- 飲食事業者(飲食店営業許可または喫茶店営業許可を取得している者)
- 宿泊事業者(旅館業営業許可を取得している者または住宅宿泊事業の届出をしている者)
- 旅行事業者(観光庁長官または三重県知事の行う旅行業の登録をしている者)
- 市内の飲食・宿泊・旅行事業者と直接取引を行っている事業者(市内の同一の取引先飲食店・観光事業者と直接複数回の取引をしている者)
- 道路旅客運送事業者(一般旅客自動車運送業の許可または自動車運転代行業の認定を受けている者)

要件 令和2年12月以前から売り上げを得ていて、令和3年8月～12月のいずれかの月の売り上げが、前年または前々年の同月比で50%以上減少し、かつ今後も事業を継続する意思があること

支給額 以下の減収額に応じて支給

減収額	支給額
200万円未満	10万円
200万円以上300万円未満	20万円
300万円以上	30万円

申請方法 津市ホームページから所定の申請書をダウンロードし、必要事項を記入の上、添付書類を添えて郵送で津市飲食・観光事業者等事業継続支援金担当(〒514-0131 あのとつ台四丁目6-1 あのとつピア1階 津市ビジネスサポートセンター内)へ

締め切り 2月28日(月) ※消印有効



高校生等、公務員、新生児分の申請を受け付け中

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金

問い合わせ こども支援課 ☎229-3403 FAX229-3451

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給しています。以下の対象児童の保護者等は申請が必要です。津市から申請書を送付していますので、期限までに申請してください。 ※申請書は津市ホームページからダウンロードも可



対象児童	申請期限	支給額
● 平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの子(児童が高校生等のみの世帯) ※既婚者を除く ● 平成18年4月2日～令和3年8月31日生まれの、公務員や児童手当未申請の保護者の児童 ● 令和4年3月31日までに生まれた児童	令和4年3月31日(木) ※郵送の場合は消印有効	対象児童 1人当たり 10万円

※支給対象者の令和2年分所得が児童手当の所得制限限度額以上の場合や、既にこの給付金を受給した児童は対象外

申請方法 必要書類をこども支援課、各総合支所市民福祉課(福祉課)窓口へ持参するか、郵送でこども支援課(〒514-8611 住所不要)へ

申請に必要なもの

- 申請書(請求書)
- 申請者の本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど)のコピー
- 受取口座を確認できる書類(通帳またはキャッシュカード)のコピー
- 公務員の場合…公務員児童手当受給状況証明
- 令和3年1月1日に市外に在住の場合…申請者と配偶者の令和3年度(令和2年分)市区町村民税課税証明書・非課税証明書

子育て世帯への臨時特別給付金について、詳しくは津市ホームページでもご覧いただけます。

